

あんしん保証with **AppleCare Services for Apple Watch** 会員規約

第 1 条 (本規約の適用)

1. 楽天モバイル株式会社 (以下「当社」といいます。) は、このあんしん保証with **AppleCare Services for Apple Watch** 会員規約 (以下「本規約」といいます。) を定め、本規約に基づき当社のあんしん保証with **AppleCare Services for Apple Watch** (以下「本サービス」といいます。) を提供します。
2. 当社は、本サービスの提供に関して本規約の下位規約、ガイドライン、ヘルプ等 (以下、本規約と総称して「本規約等」といいます。) を定めることがあります。
3. 会員は、本規約等を遵守するものとします。

第 2 条 (用語の定義)

本規約において、以下の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「保証対象製品」とは、楽天モバイルショップ (楽天モバイルの直営・代理店やオンラインショップを含みます。以下同じ。) で購入した Apple 製品のうち、楽天モバイルWebサイトで本サービスの対象として指定された機種をいいます。
- (2) 「会員」とは、本規約等に同意の上、所定の手続きにより本契約を締結した顧客をいいます。
- (3) 「本契約」とは、会員が本規約等に基づき当社と締結した本サービスにかかる契約をいいます。
- (4) 「サービス取扱所」とは、保証対象製品の修理取次または店頭修理を行うもので、当社が指定する日本国内にある Apple および日本国内にある Apple 正規サービスプロバイダをいいます。
- (5) 「故障等」とは、故障、水濡れおよび全損等をいいます。
- (6) 「全損」とは、復元不可能な壊滅的な故障、故意もしくは重過失による故障または改造をいいます。

第 3 条 (本サービスのお申込み)

1. 本サービスは、楽天モバイルショップで保証対象製品を購入した方のみお申込みできます。
2. 本サービスは、楽天モバイルショップでの保証対象製品を購入すると同時になければお申込みできません。
3. 本サービスのお申込みは、本サービスを利用する保証対象製品を特定したうえで、当社所定の手続きにより行うものとします。
4. 本契約は、製造番号 (IMEI) で特定される保証対象製品1台毎に 1 契約に限るものとします。会員が過去に本契約を解約した保証対象製品については、再度本サービスの利用の申込みはできないものとします。
5. 本サービスのお申込後、当社がそれを承諾しシステムに登録を完了させるまでの間に、申込者が、Apple または Apple 正規サービスプロバイダにおいて AppleCare+ for Apple Watch にご加入された場合は、本サービスのお申込みは撤回されたものとみなさ

れます。

第 4 条 (本契約の成立)

1. 当社は、本サービスのお申込みがあった場合、以下の各号に該当するときを除き、当該申込みを承諾し、本サービスの申込みをした顧客（以下「申込者」といいます。）は会員の資格を取得します。

(1) 申込者が、本サービスの月額利用料金、当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき

(2) 申し込み内容に不備があり、もしくはその内容が事実と反しているとき、またはそのおそれがあるとき

(3) 申込者が過去に不正利用その他当社との間の携帯電話回線契約に違反する等により契約の解除またはサービスの利用停止等の措置を受けたことがあるとき

(4) 申込者が本規約等に定める会員としての義務を遵守しないおそれがあるとき

(5) 当社の業務遂行上支障があるとき、またはそのおそれがあるとき

2. 本契約は、当社が申込者からの申込みを承諾しシステムへの登録を完了した日をもって成立するものとします。

第 5 条 (本サービスの内容及び利用方法)

1. 本サービスの内容及び適用条件は別紙 1 の通りとします。

2. 会員は、保証対象製品をサービス取扱所に提示のうえ、所定の書類等を提出することにより、本サービスの利用として本サービスの提供等を受けることができます。

第 6 条 (本サービスの提供対象)

本サービスの提供対象は、本サービスのお申込時に特定した保証対象製品に限るものとします。

第 7 条 (本サービスの提供範囲)

1. 前二条の規定にかかわらず、以下の場合は、本サービスの提供範囲外となります。

(1) 無謀行為、乱用行為、改造その他会員の故意又は重過失によって生じた故障等

(2) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等

(3) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等

(4) 戦争、動乱暴動等によって生じた故障等

(5) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等

(6) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等

(7) 偽造部品または非純正部品が含まれた保証対象製品の故障等

(8) 保証対象製品を盗難・紛失等で消失した場合

(9) 別紙 2 に掲げる場合

2. 当社が指定するサービス取扱所を介さない修理（総務省に登録済業者での修理も含みます。）が行われた場合、それ以降は当該保証対象製品については、本サービスの提供を受けることができません。

第 8 条（本サービスの利用条件）

会員は、本サービスを利用するために、第5条の条件に加え、以下の条件に従うことに同意するものとします。

- (1) 当社の指示に従うこと。楽天モバイルショップにおける本サービスの申請に関する当社従業員、電話でのオペレーターの指示を含みますがこれらに限りません。
- (2) 当社からの情報提供の依頼に応じること。保証対象製品のシリアル番号、モデル、インストールされているオペレーティングシステムおよびソフトウェアのバージョン、保証対象製品に接続あるいは取り付けられている周辺機器、表示されたすべてのエラーメッセージならびに提供対象無線装置に問題が起こる前に取った行動および問題を解決するために取った処置が含まれますがこれらに限りません。
- (3) 保証対象製品に保存されているデータおよびソフトウェアのバックアップをすること。

第 9 条（月額利用料金）

1. 本サービスの月額利用料金（以下「月額利用料金」といいます。）は、楽天モバイルWebサイトに定める通りとします。
2. 月額利用料金は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本契約が成立または終了した場合は日割り計算を行いません。月額利用料金の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第 10 条（利用料金の支払い等）

1. 会員は、当社が指定する方法により、月額利用料金を当社に自ら支払うものとします。当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、会員が支払った月額利用料金は返還しないものとします。
2. 会員は、サービス取扱所が指定する方法により、別紙1に定める本サービスの提供を受けるにあたり発生する費用をサービス取扱所に自ら支払うものとします。
3. 当社は、当社の都合により、いつでも月額利用料金及び前項に定める費用を変更することができるものとします。この場合、当社は、あらかじめ、メールによる会員への通知、ホームページによる公表その他当社が適当と認める方法により告知を行うよう努めるものとします。

第 11 条（延滞利息）

会員は、月額利用料金その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までについて年14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 12 条（会員による解約手続）

会員は、当社所定の手続きにより当社に届け出ることにより、手続きが完了した時点で本契約を解約できるものとします。

第 13 条（当社による解約手続）

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会員に対しなんらの催告等を要せず本契約を解約することができるものとします。

- (1) 本サービスのお申込みまたは利用に関し、事実と異なる申告をした場合
- (2) 本規約等に違反した場合
- (3) 本サービスの月額利用料金その他当社に対する債務の履行を怠った場合
- (4) 本サービスの利用状況等が適当でないと認められる場合
- (5) 住所変更の届けを怠る等、会員の責めに帰すべき事由により会員の居所が不明となり、又は当社から会員への通知・連絡が客観的に不能と判断される場合
- (6) 法令に違反または公序良俗に反する行為をした場合
- (7) その他会員として不適格と判断される場合

第 14 条（本契約の終了）

1. 本契約が解約されたとき、または当社が本サービスの提供を廃止したときに、本契約は終了します。
2. 本契約は保証対象製品に紐づくものであり、楽天モバイル通信サービスを解約された場合であっても、本契約は終了しません。
3. 本契約が終了した場合、終了前に発生した故障等であっても、会員は本サービスを利用できません。この場合に当社が既に本サービスを提供していた場合は、当社は、提供した本サービス相当額の支払を請求できるものとします。また、当社は、本契約に基づき既に支払われた料金を返還しません。

第 15 条（本サービスの適用期間）

本サービスは、本契約が成立した日から、本契約終了の日までご利用可能です。

第 16 条（会員の禁止条項）

会員は、本サービスのご利用にあたり、次の各号の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスのご利用にあたり、虚偽の登録、届出または申告を行うこと
- (2) 他人になりすまして、本サービスを利用すること
- (3) 当社または第三者を誹謗中傷し、その名誉もしくは信用を棄損する行為またはそのおそれのある行為
- (4) 当社または第三者の知的財産権、所有権、その他の権利を侵害する行為
- (5) 当社の営業活動を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- (6) 第三者のプライバシーを侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (7) 法令、本規約等または公序良俗に違反する行為

第 17 条（個人情報）

会員は以下の各号について同意するものとします。

- (1) 当社は、申請いただいた修理内容の確認、返金等の処理対応、その他会員へ本サービスを提供するために必要な範囲において、Appleへ修理内容に関する情報および会員

に関する情報を照会・提供する場合があります。その際、修理を実施した保証対象製品の機種名、シリアル番号および修理を実施した日付を、書面の送付または電子的もしくは磁気的な方法等によりAppleへ提供します。

(2) 前号に定めるほか、当社は、当社の個人情報保護方針に従い、会員に関する情報を利用および提供する場合があります。

第 18 条（規約の変更、承認）

当社は、メールによる会員への通知、ホームページによる公表その他当社が適当と認める方法により、本規約並びに本サービスの内容及び適用条件を変更することがあります。この場合には、本サービスは変更後の条件により提供されます。

第 19 条（本サービスの中止、変更、廃止）

当社は、当社の都合（修理業者による保証対象製品の修理対応が終了した場合を含みます。）により、いつでも本サービスの全部又は一部を変更し、中止し、または廃止（以下「変更等」といいます。）することができるものとします。この場合、変更等が軽微なときを除き、当社は、あらかじめ、メールによる会員への通知、ホームページによる公表その他当社が適当と認める方法により告知を行うよう努めるものとします。

第 20 条（免責）

1. 当社の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合、当社は、通常かつ直接の損害に限りその損害を賠償するものとし、如何なる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の損失による損害についての責任を負わないものとします。
2. 前項に定める当社による損害賠償は、会員が当社に支払った1年間の月額利用料金相当額を上限とすることとします。
3. 当社の故意または重過失により会員に損害を与えた場合は、前二項の規定は適用しません。
4. 当社は、本サービスについて、会員の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性等について何ら保証するものではなく、これらに関連して会員に損害が生じたとしても責任を負いません。

第 21 条（合意管轄） 本契約及び本規約に関する訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2022 年 3 月 25 日制定

別紙 1

本サービスの内容及び適用条件

ここに記載の「本サービスの内容及び適用条件」（以下「本サービス条件」といいます。）に基づいて有効なサービスの利用申込みをされた場合にのみサービスが提供されます。各サービスについて、本サービス条件に記載されていない内容で特段の規定がないものは、本規約等に記載されている内容によるものとします。

用語の定義

- (1) 「自然故障」とは、会員が所有する保証対象製品に製品上の問題があった場合および保証対象製品の日常使用により消耗摩損した場合（サービス取扱所によるバッテリー性能テストにおいて、バッテリーの容量が最初の仕様の 80%未満しか発揮できなくなった場合など。日常使用による外装上の消耗摩損は含みません。）をいいます。
- (2) 「物損」とは、会員の過失や事故により保証対象製品が故障した場合をいいます。なお、物損には、保証対象製品の日常使用による消耗摩損、盗難、紛失および全損のケースは含まれません。
- (3) 「故障機」とは、自然故障または物損した保証対象製品をいいます。
- (4) 「交換機」とは、故障機と同一機種（シリーズ・容量・カラー）であり、未使用または短期間使用された保証対象製品および故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化した保証対象製品をいいますが、外装に小傷が付いている場合があります。
- (5) 「保証外交換機価格」とは、修理またはエクスプレス交換サービスを利用した際に全損と判定された場合等に、会員にご負担いただく金額をさします。詳しくは楽天モバイルWebサイトをご確認ください。

本サービス適用条件

- (1) 本サービスのご利用は当社の会員ご本人に限ります。
- (2) 本サービスの対象は、保証対象製品の本体のみとなります。アクセサリ類は本サービスの対象となりません。

【サービス①】自然故障

- (1) 保証対象製品が自然故障した場合、新品の部品、または性能および信頼性において新品と同等の部品を利用して故障機を修理します。ただし、サービス取扱所の判断で当該故障機を交換機と交換する場合があります。
- (2) バッテリー交換を行う場合、サービス取扱所によるバッテリー性能テストにて問題が認められた場合のみ、サービス①が適用されます。問題が認められなかった場合でもお客さま希望によりバッテリー交換は可能ですが、この場合サービス①は適用されず、正規有償価格での修理となります。
- (3) サービス①を利用するには、お近くのサービス取扱所に故障機および免許証などのご本人確認書類をお持ちのうえお申込みください。
- (4) サービス①の利用は無償です。

- (5) 故障機を交換機と交換した場合、故障機は当社、当社が指定する第三者またはAppleの所有物となり、交換機は会員の所有物となります。
- (6) 保証対象製品の修理対応可能期間が終了している場合にはサービス①を利用できません。
- (7) Appleが提供する修理内容、修理価格等が変更となった場合、サービス①にて提供するサービス内容ならびに価格を変更する場合があります。

【サービス②】物損

- (1) 保証対象製品が物損した場合は、新品の部品、または性能および信頼性において新品と同等の部品を使用して故障機を修理します。ただし、サービス取扱所の判断で当該故障機を交換機と交換する場合があります。
- (2) サービス②を利用した場合の料金は楽天モバイル Web サイトに定める通りとします。なお、「画面のみ」修理として申込む場合は、画面交換をするうえで妨げとなる筐体の変形などが無いことが条件となります。画面交換が困難な場合には「それ以外の修理」の料金となります。
- (3) サービス②を利用するには、お近くのサービス取扱所に保証対象製品および免許証などのご本人確認書類をお持ちのうえお申込みください。
- (4) サービス②の利用回数上限は楽天モバイル Web サイトに定める通りとします。
- (5) 前号の利用回数上限を超えた場合の修理価格はサービス②適用外となり割引されません。Apple が別途規定する正規有償価格での修理となります。
- (6) 全損の場合、保証外交換機価格での修理となります。
- (7) 故障機を交換機と交換した場合、故障機は当社、当社が指定する第三者またはAppleの所有物となり、交換機は会員の所有物となります。
- (8) 修理対応可能期間が終了している場合にはサービス②を利用できません。
- (9) Appleが提供する修理内容、修理価格等が変更となった場合、サービス②にて提供するサービス内容ならびに価格を変更する場合があります。

【サービス③】 エクスプレス交換サービス

- (1) エクスプレス交換サービスは、Appleが提供するエクスプレス交換サービス規約に基づき提供されるものです。
- (2) サービス③の利用回数上限は楽天モバイル Web サイトに定める通りとします。
- (3) サービス③をお申込みするには、Appleのウェブサイトから直接Appleにお申込みください。

【サービス④】 テクニカルサポート

テクニカルサポートは、Appleが提供する専任スペシャリストへのチャットまたは電話による優先アクセスが受けられるサービスです。配送交換を利用後、故障機の返却を当社が確認できるまで、Appleによるテクニカルサポートを受けられません。詳しくは、Appleのウェブサイト等でご確認ください。

別紙2

本サービスの提供ができない場合（第7条第1項第(8)号）

1. 本契約および通信サービス契約等における当社への支払い債務に滞納がある場合
2. 保証対象製品の故障等により会員に生じた損害が、他の保険や補償により補填された場合
3. 会員が、本規約等を遵守していない場合
4. 会員登録情報、提出資料に虚偽または不実の内容が含まれていた場合
5. 過去または現在において、当社が提供するサービスを利用するにあたり当該サービスに係る規約、ガイドライン等に反する行為その他不正な行為を行っていた場合
6. 交換機の送付先として日本国外の住所を指定した場合
7. 公序良俗、信義誠実の原則に反する行為があった場合
8. 不正請求の疑義があると判断した場合
9. 故障等が製品の価値、性能、数量その他保証対象製品の内容に関する錯誤等に起因する場合
10. 保証対象製品の故障等が、会員または同居の親族等の故意または重過失に起因する場合
11. 保証対象製品の故障等の原因が製品の欠陥やさび、変色または虫食いなどである場合
12. 製品の機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剥落その他外形上の損傷に起因する場合
13. 本サービスの利用の請求を受けた保証対象製品の識別番号が、契約番号に紐づくものと一致しない場合
14. 保証対象製品の故障等が昆虫等に起因する場合
15. 保証対象製品の故障等が、製品本体以外の付属品に関する場合
16. 保証対象製品の故障等が専ら水濡れまたは水没の事故に起因する場合
17. 保証対象製品の故障等が製品の使用方法を誤ったことに起因する場合
18. 保証対象製品が改造されていた場合
19. 保証対象製品について、当社が指定するサービス取扱所以外の業者及び個人による分解等の形跡が認められる場合
20. 保証対象製品の故障等がOSのアップデートおよび更新作業による不具合、アプリケーション等ソフトウェアの不具合、初期化に関する不具合、SIMの不具合に起因する場合
21. 保証対象製品の故障等が、Appleのリコールの対象となる特定の機器、モデルに合致する場合
22. 保証対象製品の故障等が会員の闘争行為または犯罪行為に起因する場合
23. 保証対象製品の故障等が差押え、収容、没収、破壊等国または公権力の行使に起因する場合
24. 保証対象製品の故障等が放射能汚染や核燃料物質に起因する場合
25. 保証対象製品の故障等が環境汚染（大気汚染、土壌汚染、地盤沈下、水質汚染等）

に起因する場合

26. 会員が麻薬、大麻、あへん、覚醒剤またはシンナー等の影響を受けている場合およびその恐れがある状態で保証対象製品の故障等が発生した場合

27. 会員に対する刑が執行された場合

28. 会員が被った身体的な傷病、障害、精神的ショック、精神的苦痛または精神障害に起因して保証対象製品の故障等が発生した場合

29. 会員が民法（明治 29 年法律第 89 号）第713条に規定する責任無能力者、同法第 8 条に規定する成年被後見人、同法第12条に規定する被保佐人または同法第16条に規定する被補助人である場合

30. 会員が反社会的勢力（注）に該当すると認められる場合

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

以上